

文書質問答弁書

根室市議会基本条例第 11 条第 1 項の規定に基づく本田俊治議員の文書質問について、同条第 3 項に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【件名及び答弁内容】

件名：1. 今般のシステム導入に際し、リモート回線接続によるシステム導入業者の保守及び医師が端末装置を外部へ持ち出しリモート接続を行うシステム運用についてどの様な判断のもと導入に至ったのか伺います。

答弁：

まず初めに、平成 27 年 9 月定例会議会病院事業会計補正予算（第 1 号）の審査において、当院の医療情報システムが外部とは遮断されたシステムとの答弁の説明において不十分な点がありましたので、改めて説明させていただきます。医療情報システムについては、接続の設定等により一般のインターネットとは遮断した運用を行っておりますが、一方でご質問のリモート回線接続につきましては、当院の医療情報システムは、万が一障害が発生した際、リモート接続サービス導入により迅速な対応が可能であるとシステム業者から提案を受け、障害の影響を最小限にするため、そのシステムを採用したところであります。

また、端末装置の外部持ち出しについてですが、電子カルテシステムの導入に伴い、訪問診療を行う際、端末により訪問先で処方歴や検査データ等を参照できることとなり、診療に有用であると考え運用したところであります。

※リモート回線のセキュリティについて（イメージ図）は、別紙のとおりです。

件名：2. これらのリモート接続に対するセキュリティ対策は、どの様に行なわれるのか伺います。（外部とは完全に遮断されたシステムであるという理由）

答弁：

リモート接続に対するセキュリティ対策についてですが、上記のリモート接続は、一般家庭などで使用しているインターネットと繋がっていない、システム業者が独自に構築した回線網を介して接続されています。この回線網は、市立病院とシステム業者間に I P-V P N の設定と、V P N ルータの設置を行っており、また、外部からの不正侵入を制御するファイアウォールにより遮断された安全なネットワークであるため、盗聴、改ざん、成りすましから守ることが可能となっております。

医師の訪問診療用端末の接続についても、リモート接続と同等のセキュリティ対策を行っており、加えて、機器を紛失した場合は即時遮断により、カルテ情報の漏えいを防ぐ対応を講じているところであります。

なお、システム業者において、サポートセンターで使用する端末から当院の情報を外へ持ち出すことが出来ないよう、委託契約の中で秘密の保持義務を規定しております。

件名：3. 外部からのシステムへの接続操作及び外部への端末装置を持ち出すこと等、今回のシステム運用に関して、プライバシー保護の観点から根室市個人情報保護条例に基づく諸手続きはどの様に行われているのか、また、公的機関として病院内における管理基準はどの様に定めるべきか、基準の有無を含め、考え方を伺います。

